平成３０年（フ）第１３号
宮崎県小林市野尻町東麓5478番地９
債務者　古田いずみ
１　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第３号
岩手県北上市稲瀬町上台575番地２
債務者　滝田　勇美
１　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第６号
長野県飯田市山本6722番地１（市営住宅Ｃ７棟４号）
債務者　牧内　留衣
１　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第３号
愛知県豊川市国府町青馬67番地の５
債務者　鈴木　真実
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
愛知県豊田市美里２丁目19番地17　レジデンス美里203号、前住所愛知県豊田市十塚町１丁目５番地１　アルスノーバ十塚702号
債務者　稲垣　正幸
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
宮城県大崎市古川稲葉２丁目１番40号
債務者　伊藤　　彩
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第６９０号
兵庫県西宮市今津巽町５番１―905号
債務者　松本　安裕
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６９１号
兵庫県西宮市今津巽町５番１―905号
債務者　松本　圭子
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７４１号
兵庫県尼崎市猪名寺３丁目２番20―806号
債務者　鈴木健次こと　ＫＩＭ　ＤＥＵＫＭＡＮ（金得萬）
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７４９号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目24番１号　ドヌール南塚口101
債務者　藤井　達也
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７５０号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目24番１号　ドヌール南塚口101
債務者　藤井　亜紀
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６号
兵庫県西宮市山口町上山口３丁目８番30号クレアンジュ201号、前住所兵庫県伊丹市荻野８丁目40番地（105号）
債務者　松下　幸司
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１７号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目14番18―103号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目29番28号　花咲テラスハウス１号
債務者　北山　博康
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目14番18―103号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目29番28号　花咲テラスハウス１号
債務者　北山　信江
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３０号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番４―817号
債務者　佐野　和歩
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５３号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目８番16号　温和荘
債務者　吉中　正継
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係